十四 セラミックメーソンリーユニット(断面形状が型枠状のものに限る。)

|∽十川 器

に掲げるものとする。

は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次第一 建築基準法(以下「法」という。)第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又

術的基準を次のように定める。使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に

又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格

○建設省告示第千四百四十六号

第二 配

別表第一 (法第三十七条第一号の日本工業規格及び日本農林規格)

(2)	$\overline{\mathbb{Q}}$	
第一第十四	JHS A五二一 (建築用セラミックメーソンリーユニット)	一九九四(断面形状が
号に掲げる	型枠状のものに限る。)	
建築材料		

## 別表第二 (品質基準及びその測定方法等)

(2)	8	Ħ
区分建築材料の	品質基準	測定方法等
第一第十四	一 容積空洞率(セラミック	一 各部の寸法を実測して行うこと。
号に掲げる	メーンソリー ユニットの空	
建築材料	洞部全体の容積をセラミッ	
	クメーンソリー ユニットの	
	外部形状容積で除したもの	
	をいう。)の基準値が定め	
	られていること。	

1		
	二 各部の形状、寸法及び寸	二 各部の寸法及び寸法精度の測定は、JTS A五二一
	法精度の基準値が定められ	(建築用セラミックメーソンリーユニット) 一九九一
	トこゆいわ。	四によるか、又はこれと同等以上に寸法及び寸法精度を
		測定できる方法によること。
	三 圧縮強さの基準値が定め	三 」TS A五二一 (建築用セラミックメーソンリー
	られていること。ただし、	ユニット) 一九九四の圧縮試験方法によるか、又はこ
	今第三章第八節に規定する	れと同等以上に圧縮強さを測定できる方法によること。
	構造計算を行わない建築物	
	に用いられるものの圧縮強	
	さは、一平方ミリメートル	
	につきハニュー トン以上で	
	あること。	
	四 吸水率の基準値が定めら	四 JTS A五二一 (建築用セラミックメーソンリー
	れてこるいか。	コニット) 一九九四の吸水率の試験方法によるか、又
		はこれと同等以上に吸水率を測定できる方法によること
		0

## 別表第三 (検査項目及び検査方法)

(2)	${\mathfrak D}$		
区分建築材料の	検査項目		検査方法
号に掲げる第一第十四		Ι	別表第二砂欄に規定する測定方法等によって行う。

この告示は、公布の日から施行する。

33

建築材料